

年 組

保護者の方へ

東京都立豊島高等学校長

## 学校感染症に伴う治癒報告書の提出について

学校感染症は、学校保健安全法により出席停止の期間が定められています。

医師の診察を受けて登校が許可されましたら、以下の「治癒報告書」を保護者の方がご記入のうえ、受診が確認できる書類（薬の説明書など）を本用紙に添付して登校時に担任へ提出をしてください。なお、出席停止の期間は欠席とはなりません。

## 治癒報告書

下記○印の学校感染症により令和 年 月 日から療養中でしたが、医師の診察を受け、

登校の許可ができましたので、令和 年 月 日から登校させます。

○印	病名	出席停止期間の基準
第2種	インフルエンザ( 型)	発症後5日を経過し、かつ解熱後2日経過するまで ※1 症状が現れた翌日から数え始めて6日目から登校可能 ※2 平熱の状態になってから48時間経過していること
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗生物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺炎、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹（3日はしか）	発疹がなくなるまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状がなくなった後2日を経過するまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により医師または学校医等において感染のおそれがないと認められるまで
第3種	腸管出血性大腸菌感染症（O-157など）	症状がある者は、医師の診断により感染のおそれがないと認められるまで
	流行性角結膜熱	医師の診断により、感染のおそれがないと認められるまで
	感染性胃腸炎（ノロウイルスなど）	
その他の感染症（ ）		

受診した医療機関名 \_\_\_\_\_

電話番号 ( ) \_\_\_\_\_

保護者名 \_\_\_\_\_ 印

担任	養護教諭

【学校記入】

保護者連絡 領収書 薬の説明書